

一般社団法人リテール AI 研究会 入会規則

第1条 [適用]

この規則は、一般社団法人リテール AI 研究会(以下、「本法人」と称す)の入会について、以下のとおり定めるものとする。

第2条 [資格]

本法人の会員として入会することができる者は、次のとおりとする。

- (1)正会員は、本法人の目的に賛同して入会した法人、または個人とする。
- (2)賛助会員は、本法人の目的事業を賛助する法人、または個人とする。
- (3) 流通会員は、本法人の目的に賛同し、実店舗を持つ流通業に属する法人とする。

第3条 [入会の手続]

当会に入会しようとする法人、または個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

または、本法人ウェブサイトの所定のページからオンラインにより、入会申込みフォームに所定の事項を入力して申し込むものとする。

当法人の確認後、年会費を本法人の指定する期日までに指定口座に振り込まなければならない。

当法人が指定する期日までに本法人の指定する口座に振り込まなければ、入会の申し込みを解除したものとみなす。

第4条 [退会]

退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、随時退会できる。

第5条 [会費]

会費は年会費とし、一年度分(7月～6月を一年度とする)の金額を次のとおりにする。

正会員は、500,000 円(税別)

賛助会員は、50,000 円(税別)

流通会員は、300,000 円(税別)

一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

第6条 [会員資格の喪失]

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続を完了したとき
- (2) 会費納入期限を1か月過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (4) 理事会において第8条の事由により、除名の決議がなされたとき

第7条 [除名]

会員が次の各項の一つに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第6条に定める事項に違反したとき
- (2) その他、当法人の活動主旨に反する行動をとったとき、当法人の信用を失う行為があったとき

第8条 [本規則の変更]

この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則

この規則は、2018年7月1日から施行する。